

## 建築協定区域等で長期優良住宅建築等計画の 認定申請をされる皆様へ

建築計画地が建築協定区域等に該当する場合は、「建築協定及び景観協定に関する協議状況報告書（第2号様式）」に運営委員会が発行する審査結果通知書を添付するよう、ご協力をお願いします。

### 申請までの手続きフロー

#### 1 建築協定区域等の確認

まちづくり地図情報「i-マッピー」で建築計画地が「建築協定区域・隣接地等」に該当するかどうかを確認します。

⇒ i-マッピーURL <http://www.city.yokohama.jp/tokei/>

該当する場合には、各地区の建築協定運営委員会の連絡先を、都市整備局又は区役所までお問い合わせください。

⇒ お問い合わせ先は裏面をご覧ください

#### 2 建築協定運営委員会との協議

建築協定運営委員会と建築計画について協議を行ってください。協議の方法、提出図面等は地区によって異なりますので、各運営委員会の指示に従ってください。

##### ❗ 運営委員会から書面が発行されない場合

地区によっては、建築協定に適合している旨の結果を書面で発行することになっていない運営委員会もあります。その場合には、「建築物の（新築・増築・改築）に関する審査結果通知書」（横浜市モデル様式）に審査の結果を書き込んでもらうよう、運営委員会に依頼してください。

#### 3 長期優良住宅認定の申請

申請書及び必要書類に「建築協定及び景観協定に関する協議状況報告書（第2号様式）」または運営委員会が発行した書面を添付して申請をおこないます。

##### ❗ 運営委員会が発行した書面が添付されていない場合

認定基準に適合しているか判断を行うため、横浜市から運営委員会へ協議状況報告書の記載内容について確認を行います。このため、認定に時間がかかる場合がありますので、ご了承願います。

円滑な認定を行うため、ご協力をお願いします。

# 横浜市役所 建築協定関係 問い合わせ・連絡先一覧

市外局番 045 (横浜)

## 《都市整備局又は区役所》

区名	都市整備局 (市役所本庁舎6階) まちのルールづくり 相談センター		各区役所 まちのルールづくり相談コーナー		
	担当部署	電話番号	担当部署	電話番号	
鶴見区	都市再生推進課	671-4051	鶴見 区政推進課企画調整係	510-1676	
神奈川区	地域まちづくり課 中部方面担当	671-2691 671-2704	神奈川 区政推進課企画調整係	411-7026	
西区			西 区政推進課企画調整係	320-8328	
保土ヶ谷区			保土ヶ谷 区政推進課企画調整係	334-6374	
中区			中 区政推進課企画調整係	224-8129	
磯子区			磯子 区政推進課企画調整係	750-2331	
金沢区			金沢 区政推進課企画調整係	788-7729	
南区			671-3595	南 区政推進課企画調整係	743-8127
旭区			地域まちづくり課 北部方面担当	671-2667	旭 区政推進課企画調整係
港北区	港北 区政推進課企画調整係	540-2229			
緑区	緑 区政推進課企画調整係	930-2217			
都筑区	都筑 区政推進課企画調整係	948-2227			
青葉区	青葉 区政推進課	978-2217	青葉 区政推進課企画調整係	978-2217	
戸塚区	地域まちづくり課 南部方面担当	671-2665	戸塚 区政推進課企画調整係	866-8328	
港南区			港南 区政推進課企画調整係	847-8327	
栄区			栄 区政推進課企画調整係	894-8331	
泉区			泉 区政推進課企画調整係	800-2333	
瀬谷区			瀬谷 区政推進課企画調整係	367-5631	